令和１年 10 月 15 日

事　業　主　様

兵庫県建築健康保険組合

健康保険の被扶養者要件の見直し（追加）等について

被扶養者要件について、健康保険法３条第７項の一部が改正され、要件に「日本国内に住所を有するもの」であることが追加されました。

改正により、「被扶養者」とは、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して、日本国内に生活の基礎があると認められるものをいう、と規定されました。（令和２年４月１日より施行）

改正の要点は、

①認定要件に「日本国内に住所を有するもの」であることの追加。

②日本国内に住所を有しないが「日本国内に生活の基礎があると認められるもの」の要件を満たすこととする。

③適用除外とする「特別な理由があるもの」は、被扶養者の対象から除外する。
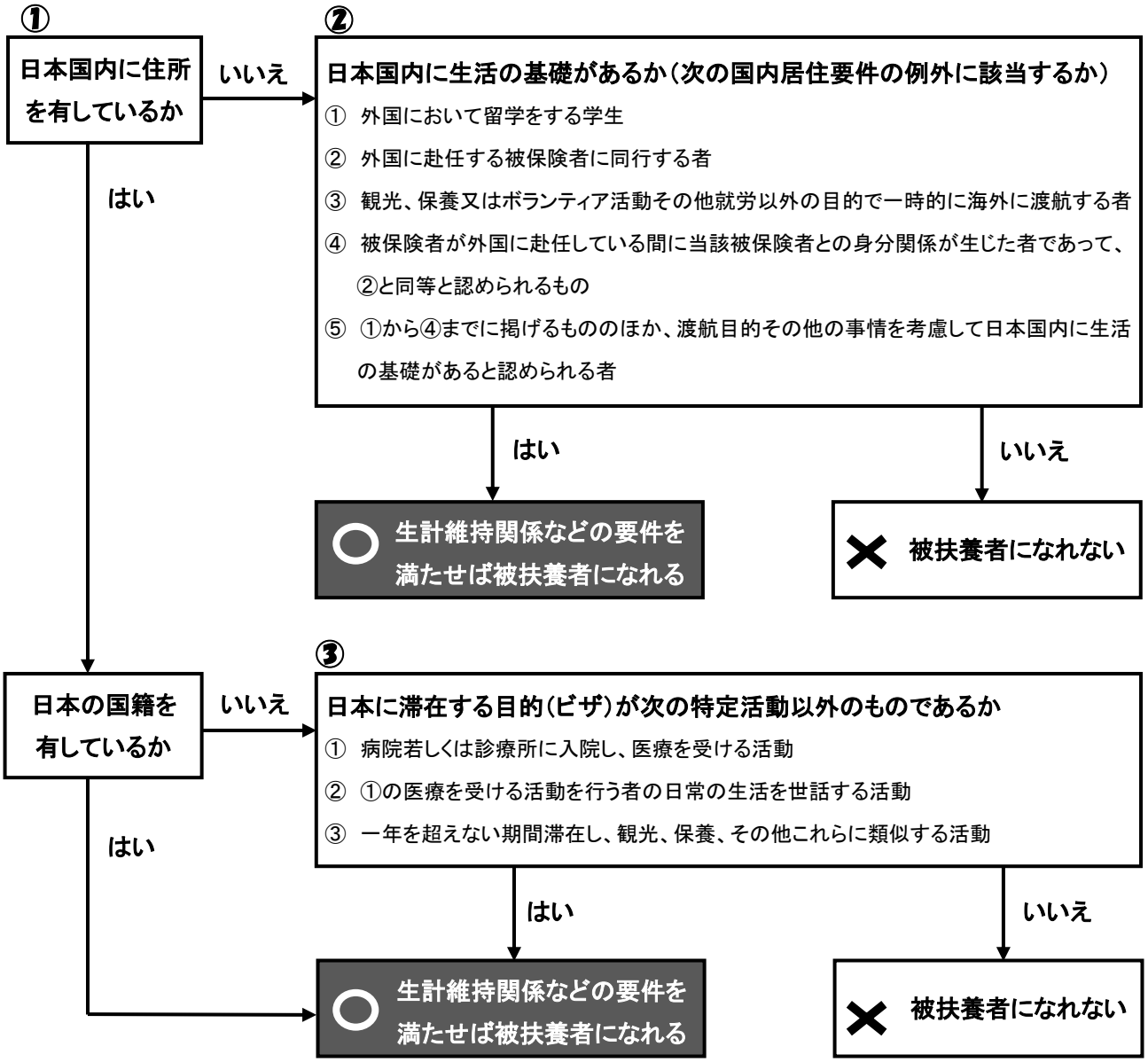
判定フローチャート